

### Ⅲ 情報提供・相談・専門家派遣等

#### 1 デジタル化・DXに関する相談をしたいとき（DXに関する総合的支援体制）

DXに関する相談などにワンストップで対応する総合的支援体制の運営と、DXに関する普及啓発に取り組みます。

##### (1) 総合的支援体制の運営

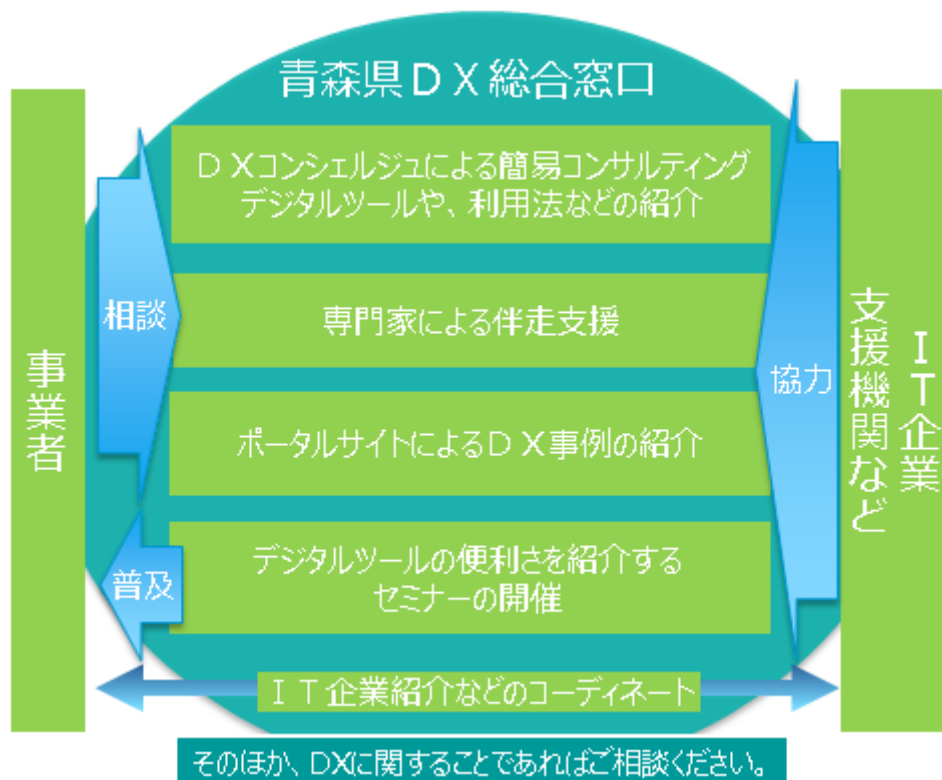
事業者からの相談受付や伴走支援、コンサルティングまでワンストップで対応する総合窓口を運営し、県内事業者の新ビジネス創出や生産性向上等に向けて支援するとともに、DXに関する普及啓発に取り組むことで、産業分野のDXを推進します。

##### ○青森県DX総合窓口

##### ・目的

県内事業者のデジタル技術を活用した新ビジネス創出や事業者の経営革新を支援し、本県産業のDXを推進することを目的として、県内事業者の皆様のDXに関する相談にワンストップで対応する「青森県DX総合窓口」を令和5年5月に開設しました。

この窓口を通じて、地域課題の解決と新商品・サービス開発、生産性の向上等につなげます。



さらに、中小企業者が、新たなビジネスの創出や新規顧客の獲得等に取り組む経費を支援します。

##### (2) DXに関する普及啓発・広報

県内事業者をはじめ、金融機関や商工団体などの支援機関を対象として、デジタル技術の活用方法や効果などを紹介するセミナーを開催するとともに、企業の経営者向けフォーラムの開催などを通じて、DXに関する普及啓発を図ります。

※フォーラム、セミナーの詳細については、「Ⅳ セミナー・研修・イベント関係」に記載の内容をご覧ください。

※また、セミナー開催の詳細については、青森県DX総合窓口ポータルサイトでもお知らせしています。

【担当窓口】 県総合政策部 DX推進課 産業・しごとDXグループ  
TEL 017-734-9418  
E-mail : dxsuishin@pref.aomori.lg.jp

## 2 人財確保に関する相談等をしたとき（あおり人財確保推進センター）

「あおり人財確保推進センター」では、「人財確保相談窓口」を設置し、企業が抱える人財確保に関する課題にワンストップで対応しています。

### 《あおり人財確保推進センター》

所在地 青森県観光物産館アスパム7階（青森市安方一丁目1番40号）

受付時間 平日8：30～17：15（土日祝日、年末年始、アスパム休館日は休業）

### ○支援内容

#### ①人財確保相談窓口

採用方法や企業の情報発信手法をはじめ、就労条件や雇用環境の改善、定着など、人財の確保について様々な観点から総合的にサポートします。

#### ②専門家派遣

採用など人財確保に関する課題を抱える県内事業者に対し、課題解決に向けた専門家を派遣し、人財の確保を支援します。

#### ア 対象事業者

県内に本社・事業所があり、採用を予定している事業者

#### イ 費用及び派遣回数等

無料、原則2回 ※令和2年度から通算し2回まで申請可

#### ウ 利用方法

「あおり人財確保推進センター」にご相談の上、人財確保等に関する課題等を整理してお申し込みください。

**【担当窓口】** 県こども家庭部 若者定着還流促進課 県内定着促進グループ  
あおり人財確保推進センター（アスパム7階）  
TEL 017-775-7075 FAX 017-775-7076  
E-mail : wakamono@pref.aomori.lg.jp

### 3 省エネ対策によるコスト削減をしたいとき

中小企業者等を対象に、省エネ情報の提供から国等の補助金活用による省エネ設備導入までを一貫してサポートします。

- (1) 支援内容
- ①省エネ・補助金等情報提供  
具体的な省エネ対策とコストメリット、各種支援制度を活用した設備導入手法等の省エネ情報等を提供します。
  - ②伴走型サポート事業  
専門家派遣による省エネ診断を実施し、具体的な省エネ対策を提案します。  
省エネ対策提案後は、継続的な省エネ活動に向けてサポートします。
  - ③省エネ設備導入サポート事業  
省エネ設備の導入を促進するため、相談窓口により国の省エネ補助金等支援制度の活用をサポートします。
- (2) 対象者 県内中小企業者等
- (3) 派遣する専門家 エネルギー管理士等の省エネルギー専門家
- (4) 経費負担 事業規模によって異なるため、詳しくはお問い合わせください。
- (5) 募集時期 令和6年6月～（予定）

【担当窓口】 県環境エネルギー部 環境政策課 地球温暖化対策グループ  
TEL 017-734-9243 FAX 017-734-8065  
E-mail : kankyo@pref.aomori.lg.jp

### 4 地域資源を活用したビジネスに関する専門的な助言を受けたいとき

県内の事業者等による新商品開発や販路開拓等の地域資源を活用したビジネスにおける取組について、必要となる専門的な知見を有する専門家を派遣します。

- (1) 対象者 県内の地域資源活用に取り組む事業者
- (2) 派遣回数 1事業者あたり原則3回まで
- (3) 派遣専門家 応募者の希望等を勘案し、必要な専門家を選定します。
- (4) 費用 原則無料

【担当窓口】 県経済産業部 地域企業支援課 マーケティング支援グループ  
TEL 017-734-9375（直通） FAX 017-734-8107  
E-mail : kigyoshien@pref.aomori.lg.jp

## 5 新商品の開発などの経営革新に取り組みたいとき（中小企業経営革新支援事業）

青森県では、「中小企業等経営強化法」に基づき、経済的環境の変化に即応して中小企業者が行う経営革新を支援することにより、中小企業者の創意ある向上発展に資することを目的として「中小企業経営革新支援事業」を実施しています。

(1) 法律の適用 「中小企業等経営強化法」の適用を受けるのは、以下の中小企業者又は組合等です。

○製造業等	従業員 500 人以下
○卸売業	従業員 400 人以下
○サービス業	従業員 300 人以下
○小売業	従業員 300 人以下

事業協同組合、協業組合、企業組合等の組合及び組合連合会も対象になります。

(2) 支援の受け方

手続きに従い、「経営革新計画」を作成し、青森県知事の承認を得る必要があります。計画期間又は事業期間3年から5年間（研究開発期間を含む場合は最大8年間）

### ①経営革新計画の内容

承認の対象となる経営革新計画の内容としては、新たな取組みによって当該企業の事業活動の向上に大きく資するものであり、概ね以下の5種類に分類されます。

- ・新商品の開発又は生産
- ・新役務の開発又は提供
- ・商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ・役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動

### ②経営革新計画の経営目標について

経営革新計画として承認されるためには、下記のア、イの基準のいずれにも適合することが必要です。

#### ア 付加価値額の向上

付加価値額又は1人当たりの付加価値額のいずれかについて、計画の最終年度までの伸び率が次の一定基準を超える伸びを示していることが必要です。

- ・3年間の計画の場合 9%以上
- ・4年間の計画の場合 12%以上
- ・5年間の計画の場合 15%以上

※付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

一人当たりの付加価値額＝付加価値額／従業員数

#### イ 給与支給総額の向上

給与支給総額について、計画の最終年度までの伸び率が次の一定基準を超える伸びを示していることが必要です。

- ・3年間の計画の場合 4.5%以上
- ・4年間の計画の場合 6.0%以上
- ・5年間の計画の場合 7.5%以上

給与支給総額＝役員報酬＋給料＋賃金＋賞与＋各種手当

各種手当には、残業手当、休日手当、家族（扶養）手当、住宅手当等を含み、給与所得とされない手当（退職手当等）及び福利厚生費は含みません。

### (3) 支援策の概要

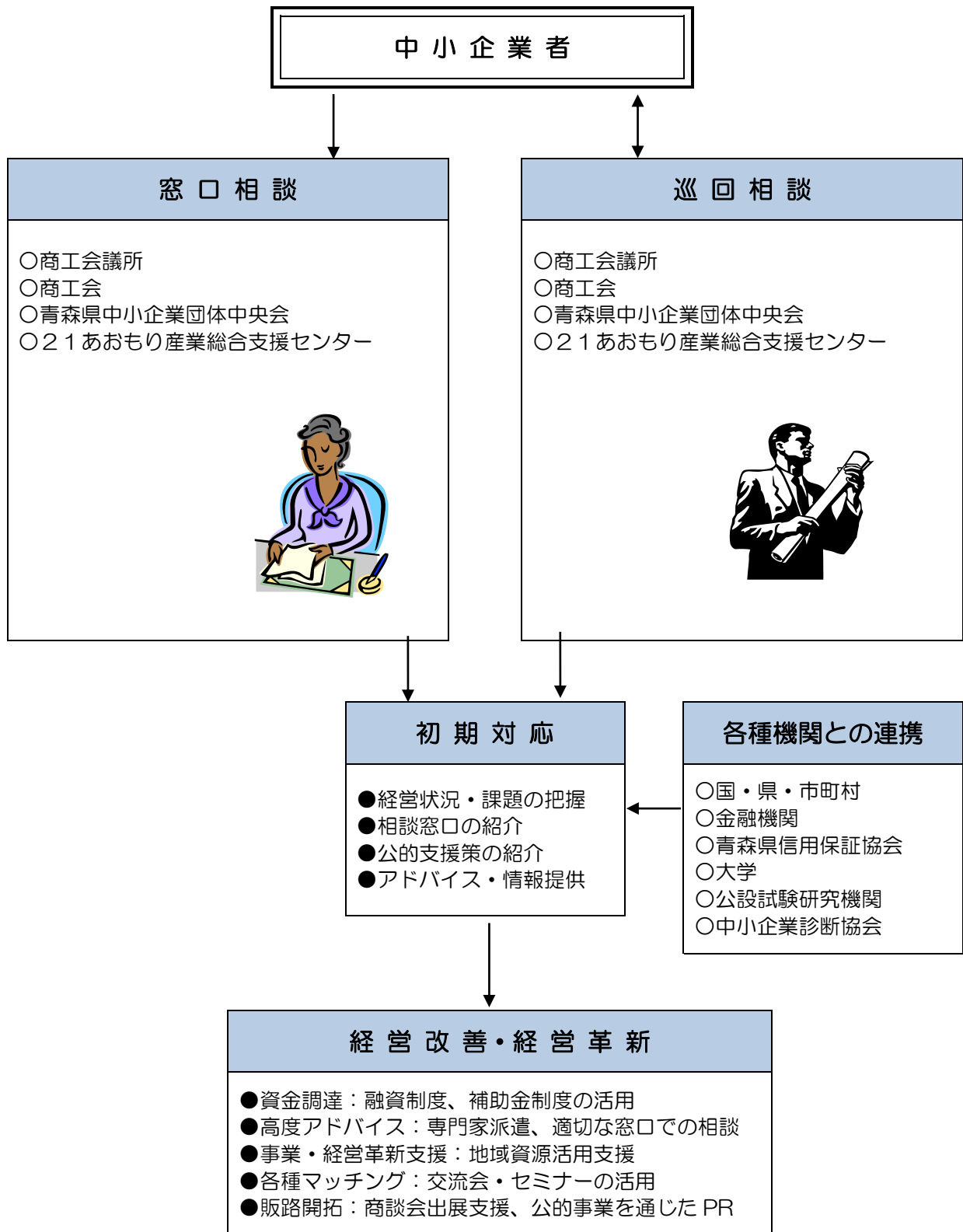
申請した経営革新計画が承認された場合、以下の支援措置が利用できます。

- ①政府系金融機関による低利融資制度
- ②「選ばれる青森」への挑戦資金（県の制度融資）
- ③中小企業信用保険法の特例（信用保証の特例措置）
- ④中小企業投資育成株式会社法からの投資
- ⑤高度化融資制度
- ⑥起業支援ファンドからの投資
- ⑦販路開拓コーディネート事業
- ⑧日本政策金融公庫法の特例（スタンドバイクレジット）（※海外展開による経営革新の場合のみ）
- ⑨日本貿易保険による支援措置（※海外展開による経営革新の場合のみ）

なお、支援措置については、承認をうけた後それぞれの支援機関等の審査が必要となります。

**【担当窓口】** 県経済産業部 地域企業支援課 経営力向上グループ  
TEL 017-734-9134 FAX 017-734-8107  
E-mail : kigyoshien@pref.aomori.lg.jp

◎ 中小企業者の経営相談フロー



## 6 創業・起業支援に関する相談等をしたとき（創業支援拠点）

### （1）創業支援拠点

創業・起業を希望される方等に対して、創業支援に関する情報提供や専門家（インキュベーション・マネジャー等）による創業相談等を行います。

#### ◎AOMORI STARTUP CENTER

所在地：青森市新町1-2-18 青森商工会議所会館1階  
【問い合わせ先】AOMORI STARTUP CENTER TEL 017-763-0037

#### ◎ひろさきビジネス支援センター

所在地：弘前市土手町31 土手町コミュニティパーク内コミュニケーションプラザ棟2階  
【問い合わせ先】ひろさきビジネス支援センター TEL 0172-32-0770

#### ◎はちのへ創業・事業承継サポートセンター 8サポ

所在地：八戸市堀端町2-3 八戸商工会館1階  
【問い合わせ先】はちのへ創業・事業承継サポートセンター 8サポ  
TEL 0178-51-9593

#### ◎黒石市創業相談ルーム

所在地：黒石市大字市ノ町5-2 黒石市産業会館2階  
【問い合わせ先】黒石市商工課 TEL 0172-52-2111（内線641）  
（公財）21 あおもり産業総合支援センター TEL 017-777-4066

#### ◎ごしょがわら圏域創業相談ルーム

所在地：五所川原市字一ツ谷503-5 五所川原市民学習情報センター2階  
【問い合わせ先】五所川原市商工観光課 TEL 0173-35-2111（内線2572）  
（公財）21 あおもり産業総合支援センター TEL 017-777-4066

#### ◎十和田市創業相談ルーム

所在地：十和田市稲生町16-1 十和田市地域交流センター「とわふる」  
【問い合わせ先】十和田市商工観光課 TEL 0176-51-6773  
（公財）21 あおもり産業総合支援センター TEL 017-777-4066

#### ◎三沢市創業相談ルーム

所在地：三沢市幸町2-1-1 三沢市商工会館3階  
【問い合わせ先】三沢市産業観光課 TEL 0176-53-5111（内線553）  
（公財）21 あおもり産業総合支援センター TEL 017-777-4066

#### ◎むつ市創業相談ルーム

所在地：むつ市田名部町10-1 むつ来さまい館2階  
【問い合わせ先】むつ市産業雇用政策課 TEL 0175-22-1111（内線2651）  
（公財）21 あおもり産業総合支援センター TEL 017-777-4066

### （2）「UIJターン創業に係る相談会」

県外から本県にUIJターンして創業・起業を目指す方に対し、創業・起業支援の専門家（インキュベーション・マネジャー）が相談対応します。

【担当窓口】 県経済産業部 企業立地・創出課 創業・起業支援グループ  
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8109  
E-mail : ritchi@pref.aomori.lg.jp

## 7 イノベーションに関する相談をしたいとき

県内企業等による新しい製品・技術・ノウハウを研究・開発し収益化をめざす活動に関する悩みごとについて、県内の商工団体・大学・産業支援機関・金融機関など産学官金で組織する「イノベーション・ネットワークあおもり」が解決に向けた支援を行います。

- (1) 対象者 イノベーションに取り組んでいる県内企業等
- (2) 相談内容 技術課題解決、競争的資金の活用、販路開拓・知名度向上など新事業等創出に関する相談全般に対応
- (3) 費用 無料

**【担当窓口】** イノベーション・ネットワークあおもり  
(事務局：県経済産業部 産業イノベーション推進課 技術振興グループ)  
TEL 017-734-9379 FAX 017-734-8115  
E-mail : innovation@pref.aomori.lg.jp

## 8 医療・介護関連製品の開発に関する専門的な助言を受けたいとき

医療・介護製品の開発・改良の支援を行う、専門家（医療・介護製品開発支援コーディネーター）を設置します。

- (1) 対象者 県内に事業所を有する事業者（詳細は調整中）
- (2) 相談内容 医療・介護製品の開発・改良に係る技術的な支援等
- (3) 相談方法 応募者の希望等を勘案し、コーディネーターを派遣
- (4) 費用 無料

**【担当窓口】** 県経済産業部 産業イノベーション推進課 ライフビジネス振興グループ  
TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115  
E-mail : innovation@pref.aomori.lg.jp



## 9 知的財産に関する相談等をしたとき（青森県知的財産支援センター）

青森県知的財産支援センターでは「知財総合支援窓口」を開設しており、県内中小企業者等が経営の中で抱える知的財産に関する悩みや課題について、支援機関との連携によりワンストップで解決支援を行います。

### 《青森県知的財産支援センター》

所在地 青森県庁北棟1階  
開設時間 平日 8:30～17:15

#### ①知的財産全般の助言指導（無料）

センター内に、知的財産に関する専門的知見等を有する窓口支援担当者等が常駐し、知的財産に関する制度の説明、知的財産の保護や活用支援、特許等情報の検索支援、パテントマップ作成支援、オンライン出願に係るアドバイス等のほか、知財経営の導入や大手企業等が保有する開放特許等の導入など、幅広く支援を行います。

#### ②知財専門家（弁理士、弁護士等）による無料相談会の定期開催

専門性の高い相談内容に対しては、知財専門家と窓口支援担当者等が連携しながら課題解決に向けた助言指導を行います。

【申込先】要予約（一社）青森県発明協会（TEL 017-762-7351 FAX 017-762-7352）

#### 【無料相談会実施場所】

青森県知的財産支援センター（県庁北棟1階）、弘前商工会議所会館、八戸商工会議所、五所川原商工会議所、十和田商工会議所、むつ商工会議所

#### 【開催日程】

（一社）青森県発明協会ホームページ（<https://www.aomori-ipc.jp/>）又は I N P I T（工業所有権情報・研修館）青森県知財総合支援窓口のホームページ（<https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/aomori/>）を確認してください。

【担当窓口】 県経済産業部 産業イノベーション推進課 知的財産支援グループ（青森県知的財産支援センター内）  
TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116  
E-mail : innovation@pref.aomori.lg.jp

## 10 海外ビジネス展開に関する相談等をしたとき

県内企業等が、海外ビジネス展開に取り組むに当たって直面する様々な問題について、アドバイスや情報提供等を行っています。

- (1) 支援メニュー 海外ビジネス展開に係る専門的アドバイス、海外企業とのビジネスマッチング支援、海外の最新ビジネス情報提供、各種補助金の紹介、他機関支援策の紹介等
- (2) 対象者 海外ビジネス展開に取り組む県内企業、個人事業者等
- (3) 支援方法 県が電話や面談等によりサポートするほか、JETRO青森貿易情報センターをはじめとした他の海外ビジネス支援機関・団体等から円滑に支援が受けられるよう仲介を行います。
- (4) 経費負担 原則無料

【担当窓口】 県観光交流推進部 県産品販売・輸出促進課 経済交流グループ  
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119  
E-mail : kensanhin@pref.aomori.lg.jp

## 11 台湾市場で県産農林水産品の販路開拓に取り組みたいとき

台湾市場の更なる販路開拓に向け、台湾企業とのマッチング機会の創出により、県内中小企業者の販路開拓活動を支援します。

- (1) 台湾輸出コーディネーターの設置  
台湾向けの輸出拡大に向けた県内中小企業者の取組を支援するため、専門家による相談・アドバイス、コーディネート機能を構築し、台湾企業等との商談やバイヤー招請など取引機会を設けることにより、県内中小企業者の販路開拓活動を支援します。
- (2) 国際食品見本市への出展  
台湾最大級の食品見本市フード台北に青森県ブースを出展し、プロモーション活動を通じて県産農林水産品の認知度向上を図るとともに、県内中小企業者の販路開拓活動を支援します。
- (3) 台湾経済団体と連携した商談会  
台湾経済団体と連携し、現地商談会を開催するほか、台湾経済団体が主催する展示商談会に出展することで、商談機会を創出し、県内中小企業者の販路開拓活動を支援します。

【担当窓口】 県観光交流推進部 県産品販売・輸出促進課 経済交流グループ  
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119  
E-mail : kensanhin@pref.aomori.lg.jp

## 12 香港市場で県産農林水産品の販路開拓に取り組みたいとき

香港市場の更なる販路開拓に向け、香港貿易発展局との連携を図りながら、日本産食品を取り扱うECサイトを活用したテストマーケティング、香港企業とのマッチング等により、県内中小企業者の販路開拓活動を支援します。

### (1) 香港貿易発展局と連携したプロモーション

MOU 締結先である香港貿易発展局が主催する香港の展示会・見本市等に青森県ブースを出展し、プロモーション活動を通じて県産農林水産品の認知度向上を図るとともに、現地消費者ニーズを把握することにより、県内中小企業者の販路開拓活動を支援します。

### (2) ECサイトを活用したデジタルマーケティング

香港の消費者向けに日本産食品を販売するECサイトを活用し、年代別等のセグメントに応じた現地消費者ニーズ、県産農林水産品の市場可能性や販路開拓のポイント等を調査し、マーケット状況を把握しながら、香港市場の更なる販路開拓を推進します。

### (3) 香港輸出コーディネーターの設置

香港向けの輸出拡大に向けた県内中小企業者の取組を支援するため、専門家による相談・アドバイス、コーディネート機能を構築し、香港企業等との商談やバイヤー招請など取引機会を設けることにより、県内中小企業者の販路開拓活動を支援します。

**【担当窓口】** 県観光交流推進部 県産品販売・輸出促進課 経済交流グループ  
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119  
E-mail : kensanhin@pref.aomori.lg.jp

### 13 県産農林水産品で新たな商品づくりに取り組みたいとき

#### (農商工連携食産業づくり相談窓口)

食産業の充実強化を図るため、「農商工連携食産業づくり相談窓口」を設置しています。

「食」産業データベースを活用したマッチング相談や各種支援制度の紹介など、食産業に関する相談に対応しています。

#### (1) 相談窓口

機関名	住 所	電 話	FAX
食ブランド・流通推進課 食品産業振興グループ	青森市長島1丁目1-1	017-734-9456	017-734-8086
東青地域県民局 地域農林水産部 (農業普及振興室)	青森市長島2丁目10-3 青森フコク生命ビル6F	017-734-9961	017-734-8305
中南地域県民局 地域農林水産部 (農業普及振興室)	弘前市大字蔵主町4	0172-33-2902	0172-34-4390
三八地域県民局 地域農林水産部 (農業普及振興室)	八戸市大字尻内町 字鴨田7	0178-23-3794	0178-27-3323
西北地域県民局 地域農林水産部 (農業普及振興室)	五所川原市字栄町10	0173-35-5719	0173-33-1345
上北地域県民局 地域農林水産部 (農業普及振興室)	十和田市西十二番町 20-12	0176-23-4281	0176-25-7242
下北地域県民局 地域農林水産部 (農業普及振興室)	むつ市中央1丁目1-8	0175-22-2685	0175-22-3212

【担当窓口】 県農林水産部 食ブランド・流通推進課 食品産業振興グループ  
TEL 017-734-9456 FAX 017-734-8086  
E-mail : shokusangyo@pref.aomori.lg.jp

### 14 建設業で経営改善や新分野進出に取り組みたいとき

建設企業に特化した相談窓口を設置し、建設業の経営改善や新分野進出に係る情報提供、各種相談等に常設相談窓口の県職員その他、(公財)21あおもり産業総合支援センターをはじめとする関係機関や(株)建設経営サービスの専門家が対応し、建設業に関する個別の相談についてアドバイスを行っています。

(1) 対象者 青森県内の建設企業

(2) 相談対象 建設業に関する相談全般に対応

(3) 費用 無料

【担当窓口】 県県土整備部 監理課 建設業振興グループ  
TEL 017-734-9706 FAX 017-734-8178  
E-mail : kensetsugyo@pref.aomori.lg.jp

## 15 建設業への就職について相談したいとき

建設業への就職を促進するため、建設業に特化した就職相談窓口を建設業団体に開設し、就職相談対応や支援制度の紹介等を行います。

### (1) 窓口の種類

- ・総合建設業 就職相談窓口
- ・専門工事業 就職相談窓口

### (2) 対象者

県内建設業への就職に関心のある方

### (3) 費用

無料

### (4) その他

詳細は決定後に下記ホームページでお知らせします。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kanri/index.html> (監理課ホームページ)

**【担当窓口】** 県土整備部 監理課 建設業振興グループ  
TEL 017-734-9706 FAX 017-734-8178  
E-mail : kensetsugyo@pref.aomori.lg.jp

## 16 経営課題の解決に向けたさまざまな相談をしたいとき（青森県よろず支援拠点）

中小企業者・小規模事業者支援に優れた能力・知識・経験等を有するチーフコーディネーター、コーディネーターを配置し、地域の支援機関と連携しながら、中小企業者・小規模事業者が抱える売上拡大や資金繰り等の経営課題に対して、ワンストップで対応します。

- (1) 対象者 中小企業者・小規模事業者及びNPO法人・一般社団法人・社会福祉法人等の中小企業者・小規模事業者に類する者
- (2) 支援内容 起業から安定までの各段階のニーズに応じて、ご対応いたします。  
①経営相談に対する「総合的・先進的なアドバイス」  
②事業者の課題に応じた適切な「チーム編成を通じた支援」  
③案件に応じた「的確な支援機関、研究機関等の紹介」  
※令和5年7月から、「価格転嫁サポート窓口」を設置し、中小企業の価格交渉・価格転嫁を後押ししてします。
- (3) 相談方法 次の窓口や相談会を実施していますので、どうぞ、お気軽にご相談ください。
- ①相談窓口
- ・21あおもり産業総合支援センター内  
日時：平日の8:30～17:15（土日、祝日、年末年始は休業となります）  
場所：21あおもり産業総合支援センター（青森市新町2-4-1 青森県共同ビル7階）
  - ・八戸サテライト ※予約制
  - ・弘前サテライト ※予約制
- 9:00～17:00の時間帯でサテライトを開催し、相談対応をしています。
- ②よろず出張相談会 ※予約制  
県内数箇所 10:00～16:00の時間帯で相談会を開催しています。  
日程など詳しくはホームページをご覧ください。  
(<https://www.21aomori.or.jp/yorozu/schedule>)

【担当窓口】 青森県よろず支援拠点 事務局（公益財団法人21あおもり産業総合支援センター内）  
TEL 017-721-3787 FAX 017-721-2514  
E-mail : aomori\_yorozu2606@21aomori.or.jp

## 17 首都圏等での新たな販路開拓のための相談をしたいとき

県内企業が首都圏等での新たな販路を開拓するため、販路アドバイザーが企業訪問し、販路に関する経営課題の解決に向けた相談に応じ、助言などを行います。

○対象者 県内中小企業者等

【担当窓口】 公益財団法人21あおもり産業総合支援センター 取引推進課  
TEL 017-775-3234 FAX 017-721-2514  
E-mail : torihiki@21aomori.or.jp

## 18 食品加工に関する商品開発などの相談をしたいとき（FB（フードビジネス）相談会）

青森県産業技術センターとの共催により、県内6地域（7か所）において食品加工を行う製造業者向けの商品開発に係るアドバイスや支援制度の情報提供を行います。

（1）対象者 県内で食品加工を行う製造業者等

（2）相談料 無料（要予約）

（3）開催日 センターHP等でご確認ください。

（4）開催場所

青森地区：21 あおもり産業総合支援センター（青森県共同ビル7階）

弘前地区：青森県産業技術センター 弘前工業研究所

八戸地区①：青森県産業技術センター 食品総合研究所

八戸地区②：八戸インテリジェントプラザ

五所川原地区：五所川原市民学習情報センター

十和田地区：青森県産業技術センター 農産物加工研究所

むつ市：青森県産業技術センター 下北ブランド研究所

※開催日・開催場所は変更になる場合がありますので担当窓口までお問合せください。

【担当窓口】 公益財団法人21 あおもり産業総合支援センター 総合支援課  
TEL 017-777-4066 FAX 017-721-2514  
E-mail : soudan@21aomori.or.jp

## 19 経営・技術・情報化等に関する専門的な助言を受けたいとき

（1）対象事業 中小企業者等が抱える経営・技術・情報化等に関する様々な問題解決に適した中小企業診断士、税理士等の専門家を派遣し、診断・助言を行います。

（2）対象者 創業、経営革新等に取り組む中小企業者等  
※専門家に係る経費（謝金、旅費）の1/3の自己負担が必要です。（経費の2/3はセンターが負担します。）  
※派遣回数は原則5回程度となります。

【担当窓口】 公益財団法人21 あおもり産業総合支援センター 総合支援課  
TEL 017-777-4066 FAX 017-721-2514  
E-mail : soudan@21aomori.or.jp

## 20 下請取引に関する斡旋を受けたり、相談等をしたとき

下請取引の円滑化を図るため、主に次の支援を行っています。

### (1) 下請取引の斡旋

登録企業の受注ニーズや発注ニーズを募り、条件に合致する取引案件や企業情報等を提供します。

### (2) 下請取引に関する紛争等の相談等（下請かけこみ寺）

取引上の悩み相談に相談員や弁護士が対応します。

**【担当窓口】** 公益財団法人21あおもり産業総合支援センター 取引推進課  
TEL 017-775-3234 FAX 017-721-2514  
E-mail : torihiki@21aomori.or.jp

## 21 事業承継に関する相談をしたとき

「親族や従業員に引き継ぎたい」「後継者がいない」「どんな準備や対策が必要なのか知りたい」といった中小企業者等に対して、無料・秘密厳守で事業承継に関する情報提供や支援機関・専門家と連携した支援を行います。

**【担当窓口】** 青森県事業承継・引継ぎ支援センター（（公財）21あおもり産業総合支援センター内）  
TEL 017-723-1040 FAX 017-735-5777  
E-mail : hikitsugi@21aomori.or.jp



## 22 収益力の改善や事業再生のための財務や事業の見直しについて相談したいとき

(中小企業活性化協議会)

事業の継続に不安を抱えている県内の中小事業者の支援を行っています。

**青森県中小企業活性化協議会**は、公正中立な公的機関であり、厳しい経済情勢の中で、経営環境が悪化しつつある青森県内の中小事業者の再生への取り組みを強化するため、**中小事業者の再生施策を総合的に活用しながら、きめ細かく支援**することを目的としています。

- (1) 対象者
- ①事業は円滑に行われているが借入金負担等で、全体の資金収支が厳しくなっている方
  - ②事業存続の見通しはあるものの、事業見直しや複数の金融機関との調整が必要な方
  - ③金融機関から事業再生計画を策定するよう求められている方
  - ④過剰債務、過剰設備等により財務内容の悪化、生産性の低下等が生じ、経営に支障が生じている、もしくは生じる懸念がある方
- (2) 支援内容
- ①経営診断及び適切な中小企業支援機関との連携
  - ②再生計画の策定支援、金融機関等の調整及び合意形成を図るための支援、収益力改善支援（ガバナンス体制整備支援含む）、再チャレンジ支援
  - ③経営改善計画策定支援や早期経営計画策定支援に対する助言
- (3) ご相談にあたって
- ①ご相談にあたっては事前にご連絡ください。
  - ②ご相談に来られた企業名や内容については秘密を厳守いたします。
  - ③窓口相談は無料です。ただし、専門家（弁護士・公認会計士・税理士・診断士等）による詳細な調査が必要となった場合は、費用を企業に負担していただくことがあります。

また、**青森県中小企業活性化協議会**では、中小企業等経営強化法第26条第1項の規定による経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）に対し、**経営改善計画及び早期経営改善計画策定支援に係る中小企業者・小規模事業者が負担する費用の一部について、認定支援機関へ費用支払いを行う業務**を行っています。なお、民間金融機関による早期経営改善計画策定支援事業を時限的に実施しています。

- (1) 対象者
- ①経営改善計画策定支援
- 【通常枠】
- 借入金の返済負担等の影響による財務上の問題を抱えており、自ら経営改善計画等を策定することが難しいものの、経営改善計画の策定支援を受けることにより、金融機関からの支援（条件変更や新規融資等）が見込める中小企業者・小規模事業者
- 【GL 枠】
- 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン〈第三部〉の中小企業の事業再生等のための私的整理手続」（以下「ガイドライン」という。）に基づき計画策定を行う中小企業者・小規模事業者
- ②早期経営改善計画策定支援
- 資金繰り管理や採算管理など基本的な内容の経営改善の取組を必要とする者であって、認定経営革新等支援機関たる専門家の支援を受けることにより、資金実績・計画表やビジネスモデル俯瞰図、アクションプランなどの経営改善計画を早期に策定し、金融機関（メイン行又は準メイン行）へ提出するとともに伴走支援を受けながら改善実行することで、今後の自己の経営について見直す意思を有する者

## (2) 支払いの対象となる費用

### ①経営改善計画策定支援

#### 【通常枠】

認定経営革新等支援機関による計画策定支援、伴走支援及び金融機関交渉（会社と経営者の資産の区分など経営者保証の解除に向けて取り組む場合であって、金融機関との交渉に弁護士等（認定経営革新等支援機関に限る。）を活用する場合に限る。）に係る費用

○上限：上記費用の3分の2

（但し、計画策定に係る費用の総額200万円を上限とし、伴走支援に係る費用の総額100万円を上限とする。金融機関交渉に係る費用の総額10万円を上限とし加算できる。）

#### 【GL枠】

ガイドラインに基づき、認定経営革新等支援機関が経営・財務及び事業の状況に関する調査分析（以下「デューデリジェンス」という。）を実施するにあたり必要な費用、計画策定支援及び伴走支援に係る費用

○上限：上記費用の3分の2

（但し、デューデリジェンス費用等の総額300万円を上限、計画策定支援に係る費用の総額300万円及び伴走支援に係る費用の総額100万円を上限とする。）

※【通常枠】【GL枠】ともに利用申請時に提出するデューデリジェンス、計画策定支援、伴走支援及び金融機関交渉等に係る費用支払はそれぞれの費用総額（予定）を上限とし、費用総額（予定）を超えた費用については、費用支払の対象とはしない。

### ②早期経営改善計画策定支援

認定経営革新等支援機関による計画策定支援、伴走支援（決算期）、伴走支援（期中）及び金融機関交渉（会社と経営者の資産の区分など経営者保証の解除に向けて取り組む場合であって、金融機関との交渉に弁護士等（認定経営革新等支援機関に限る。）を活用する場合に限る。）に係る費用

○上限：上記費用の3分の2

（但し、総額25万円を上限とし、計画策定支援に係る費用と伴走支援（決算期）に係る費用の比率は原則3：1とする。なお、伴走支援（決算期）に係る費用は上限5万円、伴走支援（期中）に係る費用の上限額は5万円とする。金融機関交渉に係る費用は総額10万円を上限として加算できる。なお、民間金融機関への支払いは総額15万円を上限とする。）

※利用申請時に提出する計画策定支援、伴走支援（決算期）、伴走支援（期中）及び金融機関交渉に係る費用支払はそれぞれの費用総額（予定）を上限とし、費用総額（予定）を超えた費用については、費用支払の対象とはしない。

【担当窓口】 青森県中小企業活性化協議会（（公財）21あおもり産業総合支援センター内）

TEL 017-723-1021 FAX 017-773-5236

※経営改善計画策定支援及び早期経営改善計画策定支援に関することは、

TEL 017-723-1024 FAX 017-773-5236